

**日常清掃業務委託
業務仕様書**

1. 目的
ケアセンターふじみの日常清掃業務を主たる任務とし、衛生環境の良好な状態の維持保全に努め、本仕様書に定めるところにより業務を遂行するものとする。
2. 契約の期間
2025年4月1日から2027年3月31日までとする。
3. 対象施設

施設名	富士見市ケアセンターふじみ
所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬3360番地1
施設規模	(従来型) 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 4, 407. 56 m ² (ユニット型) 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 1, 977. 89 m ²
4. 基本方針
 - (1) 建物の各材質の特性を十分検討のうえ、最適な清掃資材を使用する。
 - (2) 従事者の厳選はもとより、日常の訓練にも留意して業務を行う。
 - (3) 借用した鍵は慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限って使用する。
 - (4) 電力、用水、その他施設に備え付けの消耗品の使用については必要最小限にとどめ、特に照明は作業終了次第直ちに消灯する。

5. 作業概要
 - (1) 作業日、作業時間
月・水・金・土曜日 午前8時00分から午後4時30分までとする。
※元日の業務は行わない。
 - (2) 作業場所
別紙「平面図」のとおり。
 - (3) 業務内容
別紙「業務内容」のとおり。
 - (4) 清掃用具等
 - ①清掃に必要な消耗品及び機械・器具などは受託者において負担する。
ただし、トイレットペーパー、ペーパータオル、ハンドソープ、手すり等拭取り用消毒液についても委託者が準備する。
 - ②トイレの清掃に使用する清掃用具は、他の場所の清掃用具と明確に区分し、トイレの便器と便座で使用する清掃用具は区別する。
 - (5) 責務
 - ①施設利用者に対してのサービスに支障のないように留意するとともに、衛生的かつ良好な環境の保持に努める。
 - ②清掃作業責任者を定め、清掃作業員に対する監督・指示を行い、常に完全な業務の実施を図る。
 - ③清掃作業員の服装を常に清潔に保ち、名札を着用する。

④清掃作業にあたって、電気、水道、その他施設に備え付けの消耗品の使用にあたっては最小限にするように努める。

(6) 留意事項

- ①床面の濡れ拭きについては、転倒防止のために、床面に水分が残らないように特に注意すること。
- ②床などにへばりついた汚れは、床などを傷つけないように注意し、へら等を使用して剥し取ること。
- ③すべての清掃区域において、塵、埃の堆積、汚損等不潔・不衛生となることのないよう清掃すること。
- ④食堂として使用する場所については、食事時間に配慮し、原則として食事後に実施すること。
- ⑤ゴミの収集は午後4時30分までに行い、種類ごとに分別し集積場に出すこと。なお、使用済み紙おむつの処理収集は行わない。

6. 清掃業務の報告及び確認

- (1) 受託者は本業務仕様書に基づき日常清掃作業計画を作成し、契約締結後速やかに施設担当者に提出し、承認を受けること。また、日常清掃作業計画及び月間作業シフトに沿って、作業を進めること。月間作業シフト表は、月ごとに前月の25日までに施設担当者に提出すること。なお、日常清掃作業計画の内容に関して疑義が生じたときには、委託者と受託者で協議して修正するものとする。
- (2) 受託者は日常清掃業務終了後、作業確認書を提出する。
- (3) 受託者は指示を受けて清掃を省略した部位や場所は、その旨を作業確認書に記入する。
- (4) 受託者は委託者より業務の実施状況についての確認の求めがあった場合には、これに立ち会うこと。

7. 使用機材の報告

清掃に使用する機材等は、あらかじめ委託者の了承を得るものとする。

8. 資機材等の保管

日常清掃に使用する資機材及び適正洗剤は、委託者より指示された場所に整理し、保管する。

9. 注意事項

- (1) 使用する資機材は品質良好なものを使用するものとし、また、受託者の責任において使用場に適切なものを選択し、使用すること。
- (2) 使用する資機材が、作業に適したものであることを委託者と受託者の業務責任者で確認する。

10. 事故防止と安全対策

- (1) 作業の実施にあたっては、衛生及び火気等に十分に気を付けること。
- (2) 作業の実施に際しては、利用者の安全に十分に配慮し、必要な標識の設置並びに委託者の業務の妨げにならないようにすること。

11. 損害賠償責任

受託者は、清掃作業中に故意又は過失により、ケアセンターふじみの施設の設備、備品等を滅失又は損傷した時は、受託者の責任において速やかに原状回復を図るとともに、これによって委託者に生じた損害を賠償する。

1 2. 秘密の保持

受託者及び受託者の清掃作業員は本契約を履行する上で、知り得た情報を他に漏らさないこと。
契約の解除又は契約期間満了後においても同様とする。

1 3. 一般適用事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、この業務の履行につき、全部を他の者に再委託させてはならない。

(2) 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この業務によって生じる権利、又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(3) 解除権

委託者は、受託者が仕様に違反して、又は著しく作業に不誠実で業務を履行することが不可能であることが認められた時には、業務委託を解除することができる。

1 4. 契約期間終了前の業務の引継ぎ

受託者は、委託者から指示があった場合、翌年度の契約に係る落札者の決定後、委託者の指定する者に業務の引継ぎを行い、業務を履行する上で必要な事項について、当該落札者に円滑に業務の引継ぎを行わなければならない。なお、引継ぎにあたっては、委託者はその機会を提供し、受託者は自己の負担と責任において行うものとする。

1 5. その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときには、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

別紙「業務内容」

【従来型】

頻度	作業箇所	部位	作業方法	使用器具例	作業留意事項
1 日 2 回	1階				
	正面玄関	床面・タイル	掃除機かけ 濡れモップ拭き	掃除機 モップ	転倒防止のため、水分が残らないように注意 面会者、打合せ時は配慮する
	職員通用口	床面・タイル	掃除機かけ 濡れモップ拭き	掃除機 モップ	転倒防止のため、水分が残らないように注意
	風除室	床面・タイル	掃除機かけ 濡れモップ拭き	掃除機 モップ	転倒防止のため、水分が残らないように注意
		玄関マット	掃除機を使用し、泥・埃を取り除く	掃除機	
	喫煙スペース	灰皿	吸殻を処理、 汚れていたら拭き掃除	雑巾	
	2階				
	くつろぎコーナー1	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	入居者が移動時、食事中である時は配慮する 乾いて取れない汚れはヘラ等で取り除く
	くつろぎコーナー2	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	入居者が移動時、食事中である時は配慮する 乾いて取れない汚れはヘラ等で取り除く
	機能回復訓練室	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	
	ひまわりコーナー	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	入居者が移動時、食事中である時は配慮する 乾いて取れない汚れはヘラ等で取り除く
共通					
	廊下	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	

頻度	作業箇所	部位	作業方法	使用器具例	作業留意事項
共同トイレ		洗面台	スポンジで汚れを取る 濡れ拭き	除菌洗剤 スポンジ 布	ハンドソープ受け具の清掃及び補充を含む
		床面・タイル	掃き掃除 濡れモップ拭き	ホウキ モップ デッキブラシ	転倒防止のため、水分が残らないように注意 【週1回】デッキブラシを使用し、床面側溝を清掃する
		便器	除菌タイプの洗剤を使用 専用のブラシで磨く 濡れ拭き	除菌洗剤 ブラシ 布	
		便座	濡れ拭き	布	
		金属部分	濡れ拭き	布	
		ゴミ箱	内容物を処理し、容器の汚れを拭き取る	布	使用済み紙おむつの処理収集は行わない
1日1回	居室トイレ	補充	トイレットペーパー、ペーパータオル、ハンドソープを補充する		資材は委託者が負担する
		洗面台	スポンジで汚れを取る 濡れ拭き	除菌洗剤 スポンジ 布	
		床面・タイル	掃き掃除 濡れモップ拭き	ホウキ モップ	転倒防止のため、水分が残らないように注意
		便器	除菌タイプの洗剤を使用 専用のブラシで磨く 濡れ拭き	除菌洗剤 ブラシ 布	
		便座	濡れ拭き	布	
		金属部分	濡れ拭き	布	
	手すり	ゴミ箱	内容物を処理し、容器の汚れを拭き取る	布	使用済み紙おむつの処理収集は行わない
		補充	トイレットペーパー、ペーパータオルの補充		資材は委託者が負担する
		手すり	堅く絞った濡れ布拭き	布	
		食堂	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	食堂の使用状況を見ながら行う
	介護機器展示室	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	面会者、打合せ時は配慮する
	喫茶コーナー	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	面会者、打合せ時は配慮する
	エレベーター	床面	マイクロモップ等を使用し、	ダスタークロス	小エレベーターは金曜

			塵、埃を取り除く		日午前中に実施する
		壁面	堅く絞った濡れ布で汚れを拭き取る	布	
	ゴミ収集		可燃、不燃ゴミの回収を行い、ゴミ集積場へ運搬する	ゴミ袋	午後4時30分までに実施する
適宜	階段	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	
	ゴミ集積場		集積容器及び周辺の掃除	ホウキ	
	中庭		落ち葉の処理等	ホウキ	
	玄関周辺		落ち葉の処理等	ホウキ	

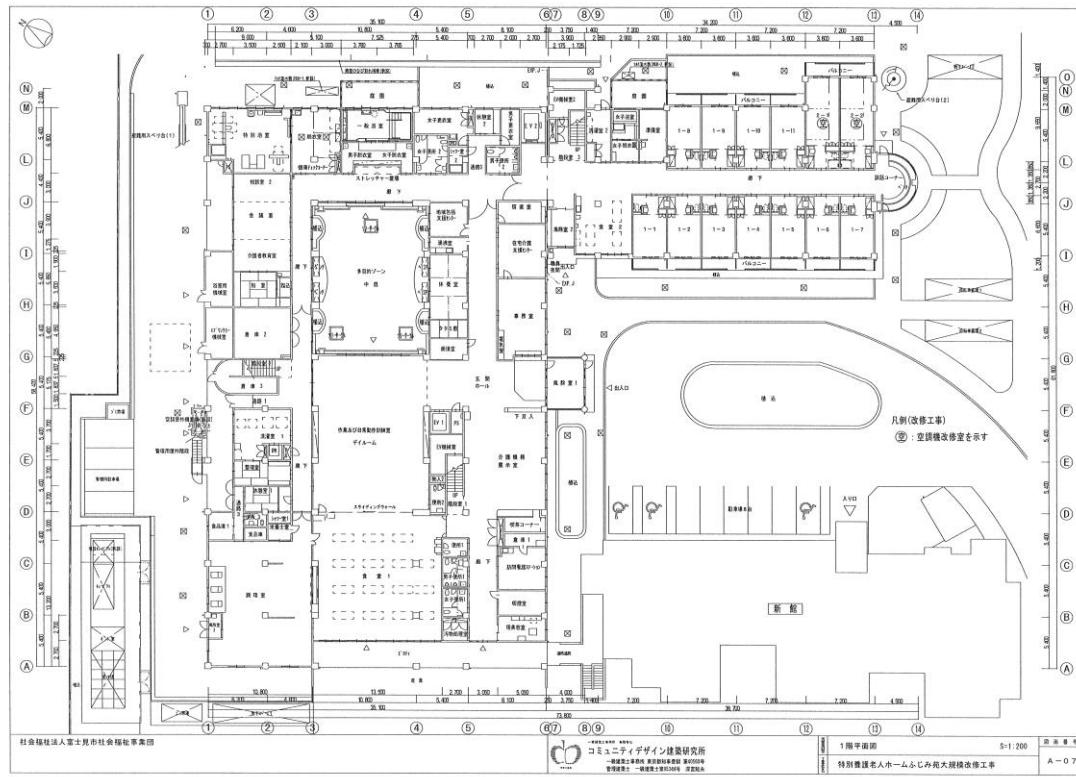
【ユニット型】

頻度	作業箇所	部位	作業方法	使用器具例	作業留意事項
1 日 2 回	1階				
	搬入口の内外	床面・タイル	掃除機かけ 濡れモップ拭き	掃除機 モップ	転倒防止のため、水分が残らないように注意
	本館との連絡通路	床面・タイル	掃除機かけ 濡れモップ拭き	掃除機 モップ	転倒防止のため、水分が残らないように注意
		玄関マット	掃除機を使用し、泥・埃を取り除く	掃除機	
	共通				
	管理ゾーン	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	入居者が移動時、食事中である時は配慮する
	階段室	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	
1 日 1 回	ユニット内トイレ ※2階管理ゾーン内 女子トイレを含む	洗面台	スポンジで汚れを取る 濡れ拭き	除菌洗剤 スポンジ 布	ハンドソープ受け具の清掃及び補充を含む
		床面	掃き掃除 濡れモップ拭き	ホウキ モップ	転倒防止のため、水分が残らないように注意
		便器	除菌タイプの洗剤を使用 専用のブラシで磨く 濡れ拭き	除菌洗剤 ブラシ 布	
		便座	濡れ拭き	布	
		金属部分	濡れ拭き	布	
		ゴミ箱	内容物を処理し、容器の汚れを拭き取る	布 ゴミ袋	使用済み紙おむつの処理収集は行わない
		補充	トイレットペーパー、ペーパータオル、ハンドソープを補充する		資材は委託者が負担する
	エレベーター	床面	マイクロモップ等を使用し、塵、埃を取り除く	ダスタークロス	
		壁面	堅く絞った濡れ布で汚れを拭き取る	布	
	ゴミ収集		可燃、不燃ゴミの回収を行い、ゴミ集積場へ運搬する	ゴミ袋	午前中に実施する

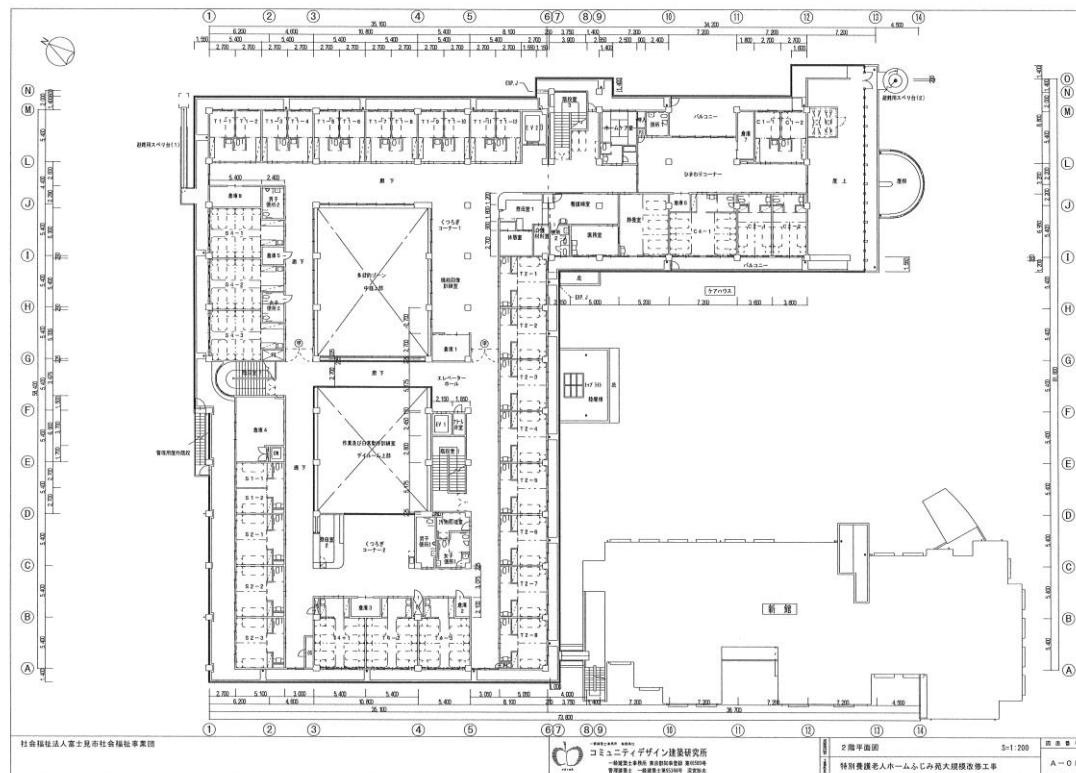
※スロープ（搬入口外側）の清掃業務後は電子錠の施錠確認をすること。

別紙「平面図」

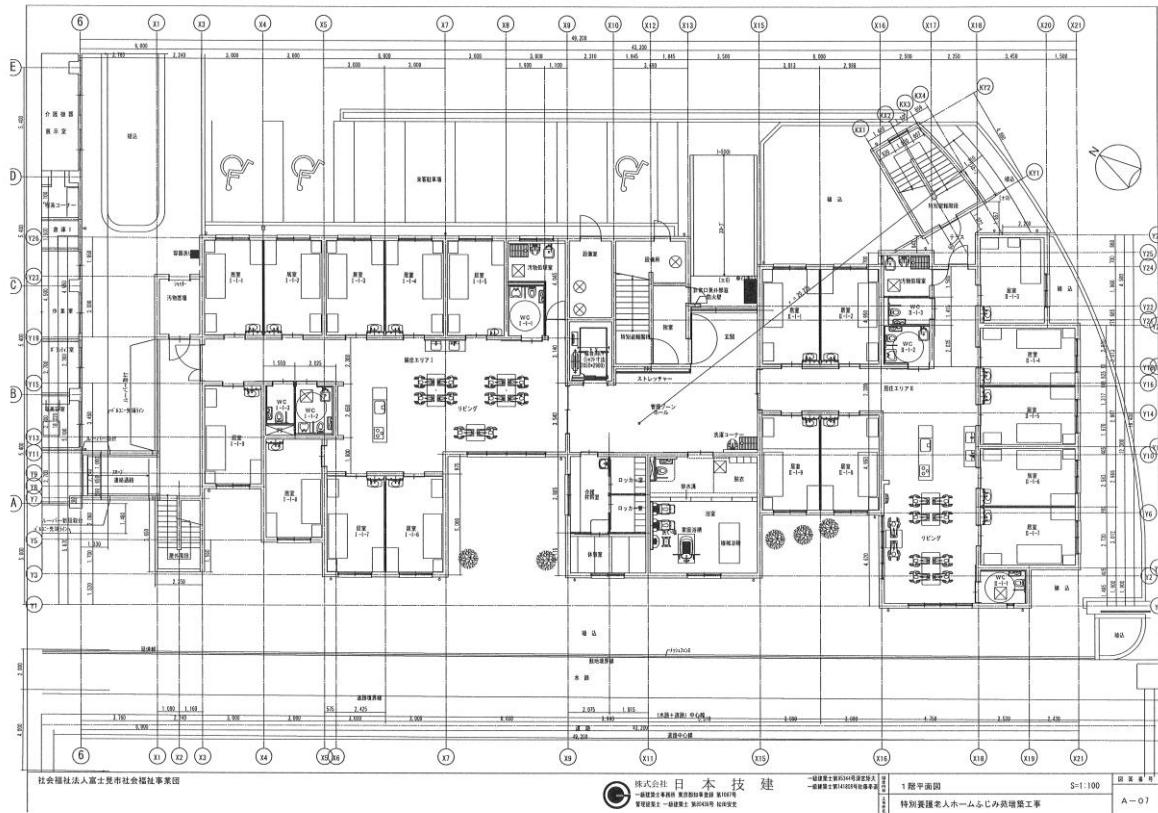
【従来型 1階】



【従来型 2階】



【ユニット型 1階】



【ユニット型 3階】

